

「松本市災害廃棄物処理計画 (令和6年度改定版)」とは？



意見募集期間：
令和7年1月15日から令和7年2月13日

Q どんな内容なの？

近年、熊本地震や各地での豪雨災害をはじめとする未曾有の大災害により、大量の災害廃棄物が発生し、被災した地方自治体ではその処理に苦慮している現状にあります。松本市においても、災害時に発生する災害廃棄物を円滑に処理するために松本市災害廃棄物処理計画を策定しています。

令和6年度、松本市ハザードマップに1000年に1度の水害を想定した浸水想定が追加されたことから、改めて風水害を含めた災害廃棄物発生量や必要な仮置場※面積を整理するとともに、石綿対策などの検討を含めた見直しを行うことで、計画の実効性をより高める改定をしました。

※仮置場とは…災害廃棄物を一時的に置いておく場所のこと。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

災害廃棄物が適切かつ迅速に処理されないと、道路などにごみがあふれ、緊急車両の通行の妨げになったり、廃棄物から悪臭や害虫が発生して、衛生環境を悪化させてしまう可能性があります。

災害廃棄物処理計画に基づき、平時から災害ごとの廃棄物発生量及び仮置場必要面積の推計等を行い、市民の皆さまへ災害廃棄物の処理方法についてしっかりと周知啓発することで、発災時に災害廃棄物処理が適切かつ迅速に処理を進められる環境を整備していきます。

ご意見
お待ちしております！

